

特定医療費(指定難病)支給認定変更手続きにおける提出書類等について

以下の変更事項がある場合、次の①～③の提出が必要となります。 *のついた各種様式は県のホームページよりダウンロード可能です。

変更事項	① 共通	② 様式	③ 添付書類	備考
氏名、住所(住民票上の住所)	受給者証の写し	【変更届】 様式第5号*	変更後の氏名または住所が確認できる書類 (住民票、免許証、マイナンバーカード等)	住民票を提出する場合は、3か月以内に発行されたもの。
加入医療保険			ア 医療保険の資格情報が確認できる書類(健康保険証など)の写し【※1】 (受給者本人分と、裏面【参考①】の「支給認定基準世帯員」全員分) ★マイナンバーでの提出省略については【※2】をご覧ください。 イ 同意書(保険者に所得区分に関する照会をするためのもの)* ウ 市町村民税所得課税証明書 以下に該当する場合のみ ・変更後の保険が国保組合(国民健康保険組合)の場合 ⇒ 裏面【参考①】の「市町村民税の算定対象」全員分 ・変更後の保険が被用者保険(社会保険)で、被保険者が市町村民税非課税の場合 ⇒「被保険者」分	・医療保険の変更に伴い「支給認定基準世帯員」(裏面【参考①】参照)に変更がある場合は、その手続きも必要となります。
適用区分			限度額適用認定証等の写し	
支給認定基準世帯員			医療保険の資格情報が確認できる書類(健康保険証など)の写し【※1】 (受給者本人分と、裏面【参考①】の「支給認定基準世帯員」全員分) ★マイナンバーでの提出省略については【※2】をご覧ください。	「階層(所得)区分(自己負担上限額)」が変更となる場合があるため、変更申請も併せて必要となります。
送付先			(添付書類不要)	
階層(所得)区分(自己負担上限額)		【変更申請書】 様式第10号*	市町村民税所得課税証明書 (裏面【参考①】の「市町村民税の算定対象」全員分) ★マイナンバーでの提出省略については【※2】をご覧ください。	・裏面【参考①】の「市町村民税の算定対象」の全員が非課税の場合で、受給者本人(18歳未満の場合は保護者)が遺族年金や障害年金等を受給している場合は、前年(申請日が1～6月の場合は前々年)の受給額が分かる書類(年金証書や振込通知書等)も提出ください。
同じ医療保険に加入している世帯員で他の支給認定を受けた指定難病の患者又は小児慢性特定疾病児童(申請中も含む)			対象者の受給者証及び医療保険の資格情報が確認できる書類(健康保険証など)の写し【※1】	
病名(追加、変更)			指定医により書かれた臨床調査個人票	
人工呼吸器等装着			指定医により書かれた臨床調査個人票 (人工呼吸器等にチェックがあるもの)	
高額かつ長期			医療費を確認できる書類(ア～ウのうちいずれか) ア 自己負担上限管理票の写し イ 指定難病に係る医療費総額証明書(医療機関に記載してもらう)* ウ 医療費申告書(領収書、医療費明細書の添付が必要)*	
生活保護受給			ア 福祉事務所等で発行される生活保護受給証明書等(決定通知書でも可) イ 医療保険の資格情報が確認できる書類(健康保険証など)の写し【※1】 (受給者本人分と、裏面【参考①】の「支給認定基準世帯員」全員分) ★マイナンバーでの提出省略については【※2】をご覧ください。	イは、医療保険に加入している場合のみ必要です。

【※1】「医療保険の資格情報が確認できる書類」について

健康保険証をお持ちでない場合は、以下のいずれかを提出ください。

- ・資格確認書の写し ・マイナンバーの資格情報の画面の写し
- ・「資格情報のお知らせ」等の保険者から交付された資格情報の記載がある書類(カード型に切り離せる部分がある場合、カード型の部分のみではなくお知らせ全体を提出ください)

【※2】マイナンバーでの書類の提出省略について 【希望する方は必ずご確認ください】

■提出を省略できる要件等

提出を省略する書類	提出を省略できる要件等
医療保険の資格情報が確認できる書類 (健康保険証など)	・受給者本人と支給認定基準世帯員全員のマイナンバーが「提供済」または「今回提供する」場合に提出を省略できます。 ★ただし、記号番号等を正確に把握するため、「受給者本人分」の「医療保険の資格情報が確認できる書類(健康保険証など)」については、窓口で「提示」してください。(マイナンバーの場合、スマートフォン等の画面での提示も可)
市町村民税所得課税証明書	・受給者本人と支給認定基準世帯員全員のマイナンバーが「提供済」または「今回提供する」場合で、以下の【省略不可の方】に該当しない場合に提出を省略できます。 【省略不可の方】…以下に該当する場合は、「所得課税証明書」の提出が必要(マイナンバーでの省略不可) (1) 受給者本人・支給認定基準世帯員の中に、市町村民税未申告の方がいる場合 <未申告の場合が多い例> 前年に収入がなかった方(専業主婦(夫)や学生など)、障害年金や遺族年金など非課税収入のみの方 等 (2) 受給者本人の加入する医療保険が「国民健康保険組合(国保組合)」の方 (3) 受給者本人の加入する医療保険が「被用者保険(社会保険)」で、被保険者が市町村民税非課税の方

■マイナンバーを「今回提供」される方の提出書類

対象の方の「マイナンバーカード」、「マイナンバー通知カード(記載内容に変更がある場合は不可)」、「マイナンバー入りの住民票」のいずれかを窓口にて持参(郵送不可)のうえ、「マイナンバー提供書」を記入してください。(「マイナンバー提供書」の用紙は、窓口又は県HPからダウンロードできます。)

【参考①】「支給認定基準世帯員」・「市町村民税の算定対象」について

以下の表で、受給者本人が加入している保険の種別ごとに、「支給認定基準世帯員」に該当する方等をご確認ください。

受給者本人の 保険の種別	支給認定基準世帯員	市町村民税の算定対象
国保 (国民健康保険) ※市町村国保	・住民票上の同一世帯で、 <u>同じ国保</u> に加入している方全員	受給者本人と 支給認定基準世帯員
後期高齢 (後期高齢者医療制度)	・住民票上の同一世帯で、 <u>同じ後期高齢</u> に加入している方全員	
国保組合 (国民健康保険組合)	・住民票上の同一世帯で、 <u>同じ記号・番号の国保組合</u> に加入 している方全員	
被用者保険 ※全国健康保険協会 健康保険組合 共済組合 船員保険 など	・保険の『被保険者』 (受給者本人が被保険者の場合は、 該当なし)	保険の『被保険者』 (ただし、受給者が被扶養者で、 被保険者が非課税の場合は、『被 保険者』と『受給者(被扶養者)』)

「支給認定基準世帯員」について

- ・自己負担上限額を算定する際に、基準となる世帯員のことです。
- ・受給者の加入している医療保険の種類によって、「支給認定基準世帯員」の範囲や、書類の提出範囲が異なります。
- ・いずれの保険の場合も、義務教育を修了していない方は原則支給認定基準世帯員とみなしません。

【参考②】自己負担上限額（月額）

階層区分 ※受給者証は 【 】内の 表記となります	階層区分の基準 ※【参考①】の 「市町村民税の算定対象」の方の 課税額で算定します。		患者負担割合： 2 割（現在 1 割、2 割の方は変わりません）		
			自己負担上限額（外来、入院、薬代、訪問看護等の費用）		
			一般	高額かつ 長期(※1)	人工呼吸器等 装着者
生活保護 【A】	—		0	0	0
低所得Ⅰ 【B1】	市町村民税 非課税 (※2)	受給者本人の年収 ～80 万 9 千円	2, 500	2, 500	1, 000
低所得Ⅱ 【B2】		受給者本人の年収 80 万 9 千円超～	5, 000	5, 000	
一般所得Ⅰ 【C1】	市町村民税 課税以上 7. 1 万円未満		10, 000	5, 000	
一般所得Ⅱ 【C2】	市町村民税 7. 1 万円以上 25. 1 万円未満		20, 000	10, 000	
上位所得 【D】	市町村民税 25. 1 万円以上		30, 000	20, 000	
入院時の食費			全額自己負担		

(※1) 高額かつ長期：申請をする月以前の12か月の間に、指定難病にかかる医療費総額が5万円を超える月が6か月以上ある場合、一般所得Ⅰから上位所得の方は、自己負担上限額（月額）が軽減されます。

(※2) 市町村民税非課税：受給者本人と支給認定基準世帯全員（被用者保険加入者の場合は被保険者）が、均等割と所得割のいずれも非課税の場合を指します。